

# 「すさきがすきさ地域振興券」加盟店舗募集要項 2026.1

## 1. 事業の趣旨

すさきがすきさ地域振興券を配布することにより、物価高騰の影響を受けている市民の生活支援及び地域内消費の喚起による市内事業者の経営を支援し、もって地域の振興を図ることを目的としています。

## 2. 地域振興券の実施概要

- (1) 名 称 すさきがすきさ地域振興券  
(2) 発 行 者 須崎市  
(3) 作 成 数 約 19, 500 冊  
1人あたり 13,000 円 (16枚綴: 500 円 × 6枚、1,000 円 × 10枚)  
(4) 利用期間 令和8年4月1日(水)～令和8年8月31日(月)※現時点での予定です。  
(5) 配 布 者 ①令和8年2月1日現在須崎市の住民基本台帳に記録のある方  
②令和8年4月30日現在須崎市の住民基本台帳に記録のある方。ただし、①の方を除く。  
(6) 配布方法 須崎市元気創造課より対象者の属する世帯主に対して郵送  
(7) 利用店舗 須崎市内の小売・サービス・飲食店・旅客輸送業など。

## 3. 地域振興券取扱にあたっての注意事項

- (1) 地域振興券は加盟店舗における物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。  
(2) 地域振興券の利用対象にならないもの  
○土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関する支払  
○現金との換金、金融機関への預け入れ  
○出資、有価証券の購入、債務の支払い等消費に当たらないものへの支払  
○ビール券、図書券等の地域振興券、プリペイドカード、官製はがき、切手等の換金性の高いものの購入  
○事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等への支払  
○たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入  
○税金、振込手数料、公共料金等(電気、水道料金、通信費等)への支払  
○医療保険や介護保険等の負担金  
(3) 地域振興券と現金の交換は禁止しています。  
(4) 地域振興券の取引においては、釣り銭を支払うことはできません。  
(5) 利用期間を過ぎた地域振興券は受け取らないでください。

## 4. 加盟資格

- (1) 須崎市内において、小売業、サービス業、飲食業、旅客輸送業等の事業を営み、かつ店舗・事業所を有する事業者。  
(2) 「暴力団の排除に関する規則」第4条に該当しないこと。(必要があれば、確認のため、警察署へ照会を行います)

## 5. 加盟店舗の責務等 次にあげる事項を遵守してください。

- (1) 加盟店舗であることがわかるように、見やすい場所に事務局が交付する「すさきがすきさ地域振興券登録事業所ステッカー」と「ポスター」の両方を掲示してください。  
(2) 偽造されたと分かる地域振興券、もしくは他店舗名の押印又は記入済みの地域振興券は、受け取りを拒否してください。  
(3) 利用者から地域振興券を受け取った場合は、必ず裏面に店舗名と受付年月日を押印又は記入してください。

## 6. 加盟店舗の申込み及び選定

### (1) 申し込み方法

加盟店舗として登録を希望される方は、この「募集要項」に同意のうえ、別添「加盟店舗登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し裏面の誓約書へも記入押印のうえ須崎市元気創造課へ郵送または持参にてお申し込みください。なお、大型店・量販店・チェーン店・系列店など須崎市内に複数店舗を持つ事業者については、原則、各店舗ではなく、会社単位で申し込みをしていただきます。(須崎市内すべての店舗で利用可能としていただきます。) この場合、各店舗の名称、住所(郵便番号を含む)、電話番号、FAX番号、担当者名が分かるものを提出し、すべての加盟店舗が「募集要項」を同意している必要があります。

### (2) 提出期限

令和8年2月16日(月)

※期限を過ぎても登録申請ができますが、その場合には加盟店舗一覧を掲載した印刷物には掲載されません。  
(須崎市ホームページには随時掲載いたします。)

### (3) 加盟店舗の選定

申し込みのあった事業者については、須崎市元気創造課の審査を経て、加盟店舗と承認します。申請に基づき登録資格等を確認のうえ、登録された事業者には、ポスター、加盟店舗ご利用の手引き、ステッカー等をお渡しいたします。

## 7. 換金について

### (1) 手続方法

○すさきがすきさ地域振興券換金申出兼請求書(2枚複写)」に必要事項(店舗所在地・店舗名称・代表者氏名・担当者連絡先・換金申込枚数・請求金額・振込先)を記入し、必ず代表者の印を押印のうえ、店舗で利用された振興券を添えて、須崎市元気創造課まで提出してください。

○利用された振興券は、裏面に取扱店舗名と利用日を記載(ゴム印でも可)し、接着剤やホッチキス等で綴らず、1枚ずつ離れた状態でお持ちください。なお、他店の記載がある場合は、換金できません。

### (2) 換金入金は、須崎市が指定する日の入金となります。

### (3) 換金の手続きは、必ず令和8年9月30日(水)までに行ってください。なお、これを過ぎての換金はできませんのでご注意ください。

## 8. その他留意事項

- (1) 加盟店舗は、地域振興券を交換、譲渡又は売買することはできません。
- (2) 地域振興券を当該加盟店舗に係る事業の取引に利用することはできません。
- (3) 利用者等から受け取った地域振興券が盗難、紛失及び滅失したときの損害は、加盟店舗が負うものとします。
- (4) 「募集要項」に記載されていない事項などに関しましては、協議を行います。
- (5) 加盟店舗情報(店舗名称、住所等)は、地域振興券配布時に一覧を同封(ただし、2月16日時点で受付をした登録事業者のみ掲載)し、須崎市ホームページでも随時掲載をしていきます。

## 9. 加盟店舗の取消等

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や加盟店舗の承認取消、損害金の発生が生じた場合はご請求させていただきます。

## 10. お申込み及びお問合わせ先

〒785-8601 須崎市山手町1番7号 須崎市元気創造課 商工外商係  
受付時間: 平日 8:30 ~ 17:15 ※土・日・祝日は、受付できません。  
TEL: 0889-42-3951 FAX: 0889-43-7320  
Email: genki@city.susaki.lg.jp